



別表第三の1の表人事課の部7の項の(1)中「職務の級」を「職務の等級」に改める。  
別表第三の2の表情報企画課の部中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 放送法(昭和25年法律第73号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 小規模施設特定有線一般放送事業者に対する業務停止命令を行う旨の国土交通大臣への事前通知(法第145条第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 小規模施設特定有線一般放送事業者に対する業務停止命令(法第74条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第三の2の表国総課の部から県史課へ入室の部を削る。  
別表第三の4の表県民生活課の部中1の項から11の項までを削り、12の項を1の項とし、13の項を2の項とし、同部の次に次のように加える。

消費	1 消費者行政の推進及び調整に関する事務	(1) 消費者行政の基本的施策の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 物価行政の推進及び調整に関する事務	(1) 消費者行政の推進及び調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
費	3 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第34号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 物価に関する基本的施策の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 物価に関する施策及び計画の総合調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生	4 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 行為の差止め等の措置命令(法第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
活	5 生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第46号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 表示の指示に従わない旨の公表(法第6条第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 標準価格に関する指示等(法第7条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
タ	6 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年山口県条例)	(1) 売渡しに関する指示、命令及び裁定(法第4条第7項、第2項、第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1		(1) 安全の確保に関する勧告等(条例第5条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

例第7号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	(2) 危害の防止に関する情報の公表 (条例第5条の2)	○		
(3) 県基準の設定等 (条例第11条)		○		
(4) 不当な取引方法の是正に関する勧告等 (条例第11条の2第3項、第4項)		○		
(5) 不当な取引方法に関する情報の提供等 (条例第11条の4)		○		
(6) 訴訟の援助 (条例第14条)		○		
(7) 物資の指定等 (条例第15条)		○		
(8) 不適正な事業行為の是正に関する勧告等 (条例第17条)		○		
(9) 知事に対する申出の内容等の公表 (条例第19条の3第3項)		○		
(10) (1)から(9)までに掲げる事項以外の条例の施行に関する事務		○		
7 割賦販売法 (昭和36年法律第59号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 個別信用購入あつせん業者に対する改善命令 (法第35条の3の2第1項)	○		
	(2) 個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令等 (法第35条の3の2第2項)	○		
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関する事務	○		
8 特定商取引に関する法律 (昭和57年法律第57号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 販売業者、役員提供事業者等に対する指示 (法第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条、第58条の1 <sup>2)</sup> )	○		
	(2) 特定商取引に関する業務の停止命令等 (法第8条、第15条、第23条、第39条、第47条、第57条、第58条の2 <sup>3)</sup> )	○		
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関する事務	○		
9 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 (平成24年法律第59号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 指示 (法第10条)	○		
	(2) 業務の停止命令等 (法第11条)	○		
	(3) 報告の徴収及び立入検査 (法第17条第1項)	○		
10 消費生活協同組合法 (昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 一時役員を選任 (法第30条の2第2項)	○		
	(2) 組合の設立の認可 (法第58条)	○		
	(3) 組合の合併の認可 (法第69条第1項)	○		











7 観光スポーツ文化部において所掌される事務の決裁権者

課室	種類	事項	決裁権者				出先機関		
			知事	副知事	部長	課長等			
観光	観光の振興に関する事務	(1) 観光の振興に関する基本計画の策定	○						
		(2) 観光の振興に関する総合調整		○					
観光	2 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の観光の振興に関すること。			○				
		(1) 国内旅行者の登録の拒否（法第6条）		○					
		(2) 旅行業約款の認可（法第12条の2第1項）		○					
		(3) 業務改善命令（法第18条の3）		○					
		(4) 登録の取消し等（法第19条）		○					
		(5) 意見の聴取（法第23条第1項）		○					
		(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。				○			
		観光	3 通訳案内士法（昭和22年法律第210号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 通訳案内士に対する懲戒の処分（法第33条第1項）		○			
				(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。				○	
				(1) 施設の維持に係る指示（法第12条第2項）		○			
				(2) 遵守事項に係る指示（法第13条第2項）		○			
		観光	4 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(3) 報告の徴収及び立入検査（法第44条第1項、第3項）			○		
(1) 物産展等への参加基本計画の作成				○					
(2) (1)に掲げる事項以外の物産の振興に関すること。						○			
観光	観光プロジェクト推進室	物産の振興に関する事務	(1) 伝統的工芸品の指定申出書の送付（法第2条第3項）		○				
			(2) 振興計画に係る認定申請書の送付（法第4条第2項）		○				
			(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。				○		
交通	総合的な交通運輸に係る施策の企画及	(1) 総合的な交通運輸に関する基本的施策の決定		○					





平成二十八年四月一日  
印刷発行

発行人

山口県知事

附 則  
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。